

第4回 スタートアップ・投資ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：令和6年2月20日（火）15時00分～17時00分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（政 務）河野大臣

（委 員）落合孝文（座長）、芦澤美智子（座長代理）、堀天子、御手洗瑞子

（専門委員）瀧俊雄、岩崎薫里、川本明、藤本あゆみ、増島雅和、宮下和昌、村上文洋

（事 務 局）稲熊次長、山田参事官

（ヒアリング対象者）

大橋 功 株式会社JTOWER 執行役員 渉外部長

秋葉 学 株式会社JTOWER 渉外部 マネージャー

木村 公彦 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部長

荻原 直彦 総務省 総合通信基盤局 電波部長

飯村 博之 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長

井上 淳 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課長

小川 裕之 総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課長

田中 聖也 総務省 自治行政局 行政課長

梅野 雄一朗 財務省 理財局 国有財産調整課長

筑紫 正宏 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室長

4. 議題

（開 会）

議題1. 5G普及に向けた通信基地局の整備等の促進に係る見直し

議題2. 規制改革ホットライン処理方針

（閉 会）

5. 議事録

○山田参事官 定刻となりましたので、ただいまから規制改革推進会議第4回「スタートアップ・投資ワーキング・グループ」を開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、オンライン形式で開催しております。会議の様子は、内閣府規制改革推進室のYouTubeチャンネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

御発言される方は、マイクをオンにして、御発言されるとき以外はマイクをミュートにし、出席者はカメラをオンでお願いいたします。

続きまして、本日のワーキング・グループの出欠状況について報告いたします。ワーキング・グループの構成員につきましては、津川委員、後藤専門員が御欠席、その他の皆様は御出席の予定です。

なお、御手洗委員におかれましては16時頃から御出席する予定でございます。

スタートアップ・投資ワーキング・グループの構成員以外では、村上専門委員に御出席をいただいております。

本日は、河野大臣に御出席いただいております。

それでは、河野大臣から一言御挨拶をお願い申し上げます。

○河野大臣 今日もお忙しい中、ワーキングに御参加をいただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

デジタル社会を実現するために、超高速、超低遅延、多数同時接続、こうした通信を可能とする5Gは、スマートフォンの利用者の利便性の向上だけでなく、自動運転とかドローンといった新しいイノベーションをつくり出す基盤となるものだと思います。

5Gの商用サービスが開始されたのが2020年頃だったと思いますが、スマホの価格も上がり、また、5Gの利用料もユーザーが払っております。しかし、その後、諸外国に比べて基地局の整備は進んでおりません。それどころか、スマホに「5G」という表示が出されても5Gの能力を発揮しない「なんちゃって5G」が横行している現状です。総務省のほうで、「なんちゃって5G」と真の5Gの表示を分けるということを昨年からやっていたと思いますが、いまだに実現していません。これは、総務省に一刻も早くやってもらわなければいかんと思っております。

基地局の整備目標は、5Gのポテンシャルを最大化するという観点から、非常に高水準の目標を立てて実行していくことが必要だと思います。その際、効率的な基地局の整備の障壁となる個別の規制あるいは制度上の課題があるということを知っております。このワーキング・グループでは、そうしたことにもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

携帯料金が引き下げられて、投資の余力がないという話を時々聞きますが、メガキャリ

ア 3社の営業利益はここのところ右肩上がりになっております。5Gの普及を加速化していくためにも、具体的な解決策を早急に実行しなければなりません。

御出席の企業の皆様にはぜひ現場目線で課題を示していただき、委員におかれては具体的な論点を明確にさせていただきたいと思っております。また、今日出席をいただいている各省庁の皆様には、できない理由ではなく、どうすれば解決できるのかという視点で建設的な御議論をお願いしたいと思っております。

限られた時間ではございますが、どうぞ活発な御議論をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○山田参事官 河野大臣、ありがとうございます。

河野大臣は、公務の関係でこの後退室されます。

以後の議事進行は、落合座長をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○落合座長 落合でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、最初の議題、「5G普及に向けた通信基地局の整備等の促進に係る見直し」について議論をしたいと思います。

本議題については、5Gのインフラシェアリング事業を行っている株式会社JTOWERからも、後ほど御要望について御発表いただく予定です。

議論を始める前に一言申し上げます。本日議論に参加いただいている芦澤委員は、JTOWERとは異なる企業ではありますが、インフラシェアリング事業を遂行する別の企業の社外取締役でいらっしゃいます。本日の議題に係る規制改革事項の実現によって、芦澤委員が社外取締役を務める企業の事業収益に一定の影響がある可能性があります。芦澤委員は経営陣から独立して職務に当たる社外取締役であり、当該事業の実施責任を有さず、また、当該事業収益と当該企業から支給される報酬に直接の関係があるわけではないことが確認できましたので、座長の判断として、本日の審議には芦澤委員に御参加いただくことといたします。

それでは、株式会社JTOWERから説明を10分以内でお願いいたします。

○株式会社JTOWER（大橋部長） 株式会社JTOWER渉外部の大橋と申します。

本日は、このような貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。

まず、私どもからの説明ですけれども、インフラシェアリング、最近ではよく聞かれるようになりましたけれども、どういった会社か、もしくはどういった事業かというところについてはまだまだなじみがないところかと思っておりますので、冒頭、今の事業内容とか事業進捗を説明させていただきたいと思っております。

私どもは、2012年6月に設立された会社でございます。当時はベンチャーとして立ち上がった会社ですけれども、まさに通信のインフラのシェアリングを事業とするということで設立されております。

では、今のモバイル市場の状況を見たときのインフラシェアリングの役割を簡単に御説明させていただければと思っております。

1つは、2018年、2019年になりますけれども、従来3社体制だったところが、楽天モバイルさんが入って今4社体制になっている。今後、この5年、6年を見通した場合、通信トラフィックというのがいろいろなところで予想されていますけれども、こちらのホワイトペーパーでは2030年には2020年の14倍になると言われています。かつ、このトラフィックをさばくために高い周波数帯を使っていかないといけないわけですが、その高い周波数は5Gとか6Gになろうかと思いますが、そちらは電波が飛ばないという特徴もありますので、小セル化ということになります。

外部要因でいきますと、設備が増えることによるエネルギーの消費増、価格の高騰というか、電気料金の不安定さ、人口減少といったような市場の広がりが見込めない。それから、携帯キャリアさんの設備投資も、2025年までの予測ですけれども、おおむね抑制傾向にある。このような状況を踏まえて、インフラ整備を推進していく、かつ、通信ネットワークの全体コストの低減を図っていく、この2点を両立させる手法としてインフラシェアリングというのは有効だと私どもは考えておまして、事業を行っております。

4ページ目に行きます。

私どもが提供しているインフラシェアリングについては大きく2種類ございまして、左側の屋内インフラシェアリングについては、大規模なビル内、施設内は屋外の基地局からの電波が十分に中まで浸透しないというような課題がございまして、それを解消するために、施設内にアンテナ、配線等々をフロアごとに置いてあるのですが、その装置を各携帯電話事業者さんがばらばらで設置するのではなくて、私どもがまとめて集約して設置するといった事業になります。こちらについては、4G、5G、Sub6になりますけれども、そちらの機器を導入しております。右側については、屋外のインフラシェアリング、これは俗に言うタワーカンパニー、タワー事業ということになります。それぞれ後ほどのスライドで御説明させていただきたいと思っております。

続きまして、5スライド目になります。

インフラシェアリングのメリットは、冒頭で申し上げたようにコスト削減です。携帯キャリア様が個別に設備を設置するときに比べて、当社が設備を集約することによって、CAPEX、OPEXともにコストの削減が可能であると考えております。

もう一点はESGの観点でございまして、当然、機器数も減りますし、消費電力も減りますし、工事の回数も減るので、そこは環境負荷の軽減にもつながろうかと考えております。

続きまして、6ページ目になります。

こちらから2スライドぐらい、海外のタワーシェアリング、タワー事業の動向を簡単に御紹介いたします。これは、地域ごとに、こういったトレンドになるかというのを示したグラフになります。薄いところがいわゆるタワーカンパニー、携帯キャリアではない会社が通信用鉄塔を持っている割合になります。大体5年のトレンドを見ていきますと、タワーカンパニーが持っている通信用鉄塔の数がだんだん増えているといった状況になっています。これはAPACについても同じです。

続きまして、7ページ目になります。

APACの中を国別に分けますとこのような形になりまして、日本だけが突出して異常な状況になっています。これは、過去、通信キャリア様のほうが自前設備ということでネットワークを整備したというところもありますけれども、このような極端な事例になっております。なので、私どもとしては、まだまだ日本としてインフラシェアリングという形態が普及していく余地があるのではないかなと考えているところでございます。

8ページは、グローバルでいうとどういうタワー会社がいるかというところですので、参考として載せております。

続きまして、先ほど、私どもの事業の内容として屋内フラッシュリングと屋外インフラシェアリングの2つありますという御説明を差し上げましたけれども、それぞれの事業の状況でございます。

まず、屋内インフラシェアリングにつきましては、これは2023年12月までの数字ですけれども、全国で521物件の導入をさせていただいています。施設のセグメントとしては、こちらに円グラフを載せておりますけれども、いろいろな形態のものがございまして、商業施設、複合施設、ホテル、オフィスビル、最近では病院といったところも携帯電話の施設内整備に積極的に取り組んでいるといったところが見てとれるかと思えます。

続きまして、11ページになります。

導入事例ですけれども、こういったところに私どもの設備を置かせてもらっているかというところで行きますと、直近で言うと、東急の歌舞伎町タワーにも入れさせていただいていますし、麻布台ヒルズのほうにも入れさせていただいております。公共施設でいいますと、東京都で言うと東京都庁の第1本庁舎、第2本庁舎、議事堂のほうにも入れさせていただいておりますけれども、こういった公共施設の中を弊社の共用設備で整備させていただくといった事例も増えております。

続きまして、屋外のタワーシェアリングのところでございます。13ページです。

屋外のタワーシェアリングは、私どもは2つ事業を行ってございまして、1つ目が、当社でカーブアウトと呼んでいるのですけれども、こちらは通信事業者様が保有して、かつ、現用している既存鉄塔を当社が取得して、それをインフラシェアリングに活用するといったパターンと、右側の全く今まで基地局の基盤がないような場所に当社が複数の携帯キャリア様に使っていただけるような仕様でタワーを新設するといったパターンの2つがございます。

14ページです。

カーブアウトにつきましては、現在までNTTドコモ社、NTT西日本、NTT東日本のほうから合計7,761本の譲渡を行うといった契約を締結させていただいており、2023年12月末で5,300本の移管を完了しております。

こちらの移管については、後ほど公益事業特権の話も出てきますけれども、例えばドコモ社が鉄塔を置いてある場所の地権者に、ドコモ社からJTOWERに賃貸契約を変えてくだ

さいといったような契約の変更を一件一件私どもでやらせていただいているところで、7,761本というのが母数になっていますけれども、今のところ5,300本の移管を完了しているといったものになります。こちらを弊社として買った後、他の携帯電話事業者様を誘致して、複数のアンテナが載るような形で整備していきたいと考えております。

続きまして、新設タワーの取組でございます。こちらは先ほど申し上げたように、今までなかなか整備がされてなかったような場所について、こういった形で携帯キャリアが最大4社載るような設備を弊社が新設しております。

こちらについては、今年度、2023年度で約150本の建設を行う予定でおります。場所的に言うと、なかなか採算が取れないような厳しい場所が多いということもありますので、150本中、100本超は、総務省の携帯電話エリア整備事業から、補助率3分の2ですけれども、補助金を活用させていただいております。

以上が弊社の事業の御紹介になります。

続きまして、課題のところです。本日挙げさせていただきました課題については、3点ございます。

まず17ページになりますけれども、シェアリング事業者への公益事業特権の適用を御検討いただければと考えております。

こちらにつきましては、先ほど屋外のタワー事業でカーブアウトを御案内しましたけれども、そのカーブアウト事業で、これは当社の子会社において铁塔資産の取得を行うのですけれども、なかなか子会社名義で土地が借りられないというケースがございます。これは公有地、民有地、両方ともあるのですけれども、そういうケースがございます。

それはなぜかという、シェアリング事業者のほうで電気通信事業法で言うところの認定電気通信事業者に該当しない、イコール、公益事業特権を有していないというところから来るものですが、そこにおいて、ここに書かせていただいておりますけれども、例えば携帯電話事業者と認定事業者が当該設備を使用する場合等の要件下において、シェアリング事業者においても電気通信事業法における公益事業特権の適用を御検討いただければと考えております。下のポンチ絵でいうと、この場所です。基地局サイトを置かせていただく土地の賃借というところがございます。

2点目については、共用基地局サイトへの電力引込みということで、こちらも屋外シェアリング事業、タワー事業に関する要望事項になっております。こちらも、下の絵を見ていただくといいかもしれませんが、弊社のカーブアウト事業等において、既にA社さんがここにアンテナを置いて電力も引き込んで使っているという状態のときに、B社さん、C社さんが新たにこの铁塔を使いたいといったときに、このような同一敷地を例えばフェンスとか門扉を設置して別区画化しないと、なかなか電力の引込みができないといったケースがございます。

こちらについては、一言でフェンスとか門扉といいますが、そこそこコストがかかるものですので、共用基地局サイトを使わせていただくメリットが経済的には損なわれると考

えておりますので、今、「1 需要場所、複数引込み」が特別認められた場合だけ行われるといった仕組みになっていることは理解しておりますけれども、そこに含めていただけないかということ要望させていただきます。

3 点目につきましては、行政財産使用許可の対象明確化と手続の簡素化ということで挙げさせていただきます。

こちらについては、主に屋内、施設内のシェアリング事業に該当するものかと思っておりますけれども、当然、こういう施設内ですとか公有地に弊社の共有設備もしくは携帯電話事業者の設備を設置するといった場合には、今、大抵の場合、行政財産使用のための手続を行うということをやっております。一部、ここに書かせていただいておりますけれども、行政財産使用によらないケースもありますけれども、大抵の場合、行政財産使用によるということになっています。

1 つは、屋内シェアリング事業に関していいますと、携帯電話の通信環境を屋内に整備すること、イコール、施設の御利用者とかそこで働いていらっしゃる方のメリットにつながりますし、設備自体の利便性向上にもつながると考えていますので、私どもとしては、行政財産使用許可の手続の対象とならないような措置が何かしらできないかなと考えております。

同じように、屋外のシェアリング事業に関しても、設置する場所における利便性向上につながるケースもあろうかと思っておりますので、同じく、使用許可手続の不要化を御検討いただければというのと、それが仮に難しい場合、使用料の減免とか、様式の全国統一化、オンライン化。それから、最後、自治体様のケースでいうと大抵1年が多くて、国の場合でも3年ぐらいが多いかと思うのですけれども、利用期間のタームがちょっと短いので、1年、2年で撤去するということはこのような通信インフラのケースではほぼありませんので、15年程度の利用期間の延長を認めていただければと考えております。

少し駆け足の御説明になり、大変恐縮ですけれども、JTOWERからの御説明は以上になります。

○落合座長 どうもありがとうございました。

本日御議論したい論点につきまして、事務局から資料2の2ページとして配付をしております。論点のうち、2、3、4は、今ほどJTOWERより御説明いただいている要望になっております。それに加えて、JTOWERから御発表いただいたインフラシェアリングの設置の円滑化に向けては、その前提として、真の5G環境の普及が図られなければ、社会・経済的な意義が達せられないということから、事務局のほうで真の5G環境の普及に向けた課題を論点1として整理し、お示しをさせていただきます。

特に、論点1のうち(1)については、まず、5G基地局の整備の根幹となる親局の整備率の目標の在り方について示しております。次に、(2)については、親局だけではなく、子局も加えた人口カバー率に係る目標として、例えば、Sub6やミリ波など、それぞれの長所を踏まえた目標設定の在り方を論点として挙げております。さらに、(3)とし

て、一般の利用者の視点ではスマートフォンも5Gに対応する必要があることから、ミリ波に対応していないハイエンドスマートフォンへの対応の在り方というものも論点にして示しております。

総務省からは、これらの論点も含めて御説明をお願いしたいと思います。

それでは、総務省からの御説明を7分以内でお願いいたします。

○総務省（萩原部長） 総務省の電波部長の萩原と申します。

先生方には、いつも大変お世話になっております。

先ほど論点を挙げていただきましたけれども、事業部長の木村と分担して、前半・後半で分けて説明させていただきます。

私からは、まず資料1ページ目を御覧ください。5Gインフラ整備の基本的な考え方を示してございます。5Gのエリアカバレッジを拡大するとともに、5Gの超高速、超低遅延、多数同時接続といった特徴を実現していくためには、低い周波数帯から高い周波数帯、上のほうに帯がございますけれども、こういった幅広い周波数帯が今5G携帯電話に割り当てられておりますが、こういった様々な周波数帯を有効に活用していくことが極めて重要になってまいります。

具体的には、いわゆるプラチナバンドなどの低い周波数帯、左側でございますけれども、送れる情報量は小さいのですが、広域なエリアカバーに適しております。また、Sub6やミリ波などの高い周波数帯を右側に表記してございますけれども、こちらは情報伝送量が大きい一方で、エリアカバーが小さくなるといった特徴がございます。こういった特徴を生かして、地理的条件とかトラフィック量に応じて周波数帯を使い分けていくことが5G普及のために重要になってくると考えております。

2ページ目を御覧ください。

5Gの基地局整備の現状をグラフで表してございます。総務省におきましては、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」におきまして、左側の棒グラフですけれども、2023年度末までに5G基盤展開率98%、真ん中の5G基地局数については28万局、右側の5G人口カバー率については95%とするという目標を策定しております。2022年度末の状況といたしましては、実績値になりますけれども、5G基盤展開率は65.8%、5G基地局数は17万局、5Gの人口カバー率は96.6%となっております。

3ページ目を御覧ください。

5G端末のミリ波対応の状況でございます。5G端末のミリ波の対応につきましては、民間のビジネススペースで決定されているものでございます。利用者の利便性の向上のため、ミリ波に対応するスマートフォンの普及は重要だと認識しておりますので、総務省といたしましては、普及に向けた必要な対応を検討することとしたいと考えてございます。

それから、ページはこのままなのですが、先ほど座長から論点について御紹介がありましたので、それに関しての御説明を少し加えさせていただきます。

今回資料で紹介させていただいたものにつきましては、総務省が定めている整備目標に

係るものになってございます。

まず、整備目標の位置づけでございますけれども、総務省が定めている5Gの整備目標は、政府の最重要課題であるデジタル田園都市国家構想の実現のために総務省が設定したものでございます。

日本では、基地局整備につきましては、諸外国と同様なのですが、民間事業者間の自由競争を通じて推進しております。整備目標に関しましては、電波法令上の規制ではございませんで、各携帯電話事業者に対して強制力を持つというものではございません。ただ、総務省として目標として設定させていただいて、5G普及の旗振りをするという一方で、結果として各携帯電話事業者において5Gのインフラ整備を加速化、前倒しして進めていただいているというものでございます。

総務省におきましては、座長のおっしゃるとおり、5G普及の重要性を強く認識しておりまして、その普及をさらに推進するという観点で、昨年11月から電波政策懇談会などの有識者会合を開催しております。5Gのインフラ整備の在り方も含めて、今後の情報通信政策を検討しております。整備主体でございます携帯電話事業者、利用する事業者、情報通信政策に関する有識者の方々から幅広く意見をお聞きし、5Gの普及の在り方について議論しておりますので、本日御提案いただいた論点等、これから御議論いただく内容も踏まえて、整備目標の在り方も含めて、今年夏頃を目途に一定の結論を得てまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます、説明者を替わります。

○総務省（木村部長） 電気通信事業部長の木村でございます。

続けて御説明させていただければと思います。

まず、インフラシェアリングの関係を御説明いたします。5Gの効率的なエリア展開を推進するためには、インフラシェアリングの取組が重要であると考えておりまして、総務省としましても、補助事業等の施策を通じましてインフラシェアリングの取組を強力に推進しているところでございます。

5 ページ目を御覧ください。

電気通信事業法におきましては、認定電気通信事業者は、簡易な手続によりまして、認定事業の用に供する線路等を設置するために他人の土地等を使用することができる、いわゆる公益事業特権が付与されることとなっております。

この点につきましては、インフラシェアリング事業者は、先ほどのJTOWERさんの御説明がありましたけれども、必ずしも認定電気通信事業者であるとは限っておりませんので、その場合は公益事業特権が利用できないこととなります。

しかしながら、インフラシェアリングのさらなる推進を図る観点から、インフラシェアリング事業者が電気通信事業法上の公益事業特権を行使できる方策について、総務省としましては検討を進めていきたいと考えているところでございます。

御説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○落合座長 御説明、どうもありがとうございました。

そうしましたら、以上を踏まえて質疑応答に入ります。

資料2の2ページにおいて事務局がお示しした論点に沿って議論いたしますが、特に早めに御退出される藤本委員につきましては、先の論点についても自由に言及をしていただいで構いません。

委員、専門委員の皆様におかれては、発言者を私から指名させていただきますので、御発言を希望される方は「挙手ボタン」をお願いいたします。質問や意見、回答は簡潔にお願いいたします。

では、まず村上委員からお願いいたします。

○村上専門委員 村上です。

御説明どうもありがとうございました。

私からは、総務省さんに4点質問いたします。人口カバー率について3点、スマホの表示について1点です。

まず人口カバー率ですけれども、今の人口カバー率はキャリア各社のカバー率を重ね合わせたものになっていると思いますけれども、利用者視点で考えると、各社ごとのカバー率も示すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目、今の人口カバー率は、国勢調査の500メートルメッシュを基に、メッシュ内で50%利用できたらこのメッシュはカバーされていると判断して計算していると思いますが、この計算方法は、海外と人口カバー率を比較する場合、妥当かどうか、これが2点目です。

3点目、今の人口カバー率は、先ほど御説明がありましたように、低周波数帯とSub6とミリ波の合計になっていると思いますが、これもそれぞれのカバー率を示すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。その際、キャリアごとのカバー率とすることが望ましいと思います。

最後に、スマホの表示について、これは先ほど河野大臣からも御指摘がありましたので、念のための確認なのですが、利用者の立場からすると、低周波数帯、Sub6、ミリ波、どの5Gにつながっているかが今分からないので、これはスマホの表示を分かるようにしたほうが利用者の利便性につながるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

私からは以上4点です。よろしくをお願いいたします。

○落合座長 村上委員、ありがとうございます。

4点ございましたので、総務省から御説明をお願いいたします。

○総務省（萩原部長） 人口カバー率について3点御質問をいただきました。

まず、諸外国で人口カバー率の普及を定めている例ということですがけれども、私どもが把握している限りにおいては承知してございません。海外については以上でございます。

人口カバー率のキャリアごとのカバー率を示すべきではないかということにつきましては、現在、目標値といたしましては、御指摘いただいたように、各社の合計のカバー率を

目標値に置きまして、それに対しての達成率をフォローしているという形になっております。

各社ごとのカバー率につきましては、総務省のほうで有効利用の評価のための周波数の利用状況調査を実施しておりますので、そこにおいて把握しておりますので、その内容については現在でも公表をしております。人口カバー率につきましては、これで一応お答えになっているかと思えます。

あと、携帯端末における表示につきましては、実は携帯電話事業者に加えまして端末ベンダーの御協力が必要になってまいります。総務省といたしましては、5Gに関わる新しいピクト表示の実装、ピクトというのは、携帯端末の上のほうに「5G」「4G」と出てくるわけですが、こちらの表示を5Gの中でも周波数の高い部分と低い部分を分けたらどうかという御指摘かと思えますけれども、これにつきましては利用者の立場から見ますと非常に有効な手段ではないか、一定の効果あるのではないかなと考えておりまして、ただいま携帯電話事業者とか端末ベンダーの方と検討を進めております。

いろいろな立場からいろいろな御意見がありますが、基本的には携帯電話事業者さんも前向きに検討を進めていただいておりますので、現在、こういった基準で表示を変えるのか、そういった調整がまだ残っている部分がございますので、そういった検討は引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○村上専門委員 ありがとうございます。

3つ目の質問の回答がまだだったと思うのですが、人口カバー率の中で低周波数帯とSub6、ミリ波を分けて示すほうがいいのではないかという質問についてはいかがでしょうか。

○総務省（荻原部長） 人口カバー率¹につきましては、周波数帯ごとに数字としては公表しております。ホームページ等で御覧いただけるようになってございます。

○村上専門委員 ありがとうございます。

その際は、キャリアごとに周波数帯ごとの人口カバー率がもう既に公表されているというところでよろしいでしょうか。

○総務省（荻原部長） そのとおりでございます。

○村上専門委員 分かりました。どうもありがとうございます。

私からは以上です。

○落合座長 村上委員、どうもありがとうございます。

1点、先ほどの村上委員の質問に関連して御質問ですが、村上委員の御質問の中で諸外国との比較というのもございましたが、その前段として、計算の手法の妥当性はどうか。メッシュの計算方法について、海外と比較してということではあると思うの

¹ 「人口カバー率」の言い間違いであり、事実誤認を招くため修正。

ですけれども、海外のほうは御承知になっていないというお話がありましたが、利用者の実質的なカバーの点から見て、十分効果的な指標になっているかどうかという点ではいかがでしょうか。

○総務省（荻原部長） 人口カバー率の算出に当たりましては、電波の物理的特性というものがございまして、建物とか地形等の障害物によってメッシュ全域を完全にカバーすることについては限界がございまして、そういったことを考慮いたしまして、メッシュの過半のカバー、すなわち50%を境に、現時点では基準としてカバーしているかどうかというのを判断しております。

ただ、総務省としましても、この考え方につきましては様々意見がございまして、それから、利用者の方が実際に利用できるということを実感できるというのが重要だと考えておりますので、そういった新しい整備目標をどうしたらいいのかというのは、冒頭でちょっと申し上げました有識者会合の中でも検討しているところでございまして、本日、改めて問題意識をいただきましたので、共有を図りながら検討を進めていきたいと考えております。

○落合座長 ありがとうございます。

続いて、藤本委員、お願いいたします。

○藤本専門委員 ありがとうございます。

御説明、ありがとうございました。

私も今の御質問にかぶせてという質問になるのですけれども、今のメッシュの考え方は2014年にアップデートされたとお聞きしています。そこからもう10年たって、かつ、通信の重要性みたいなところが、一般利用者でもそうですが、我々スタートアップを支援している立場からすると、スタートアップがこれから新しいビジネスをつくっていくときにも、それがちゃんと整備されているかどうかということが非常に重要だと感じています。

先ほどの話では、有識者の方々とこれから検討されるということだったと思うのですが、あまり長く検討している状況ではないのかなと正直思っております。その辺のタイムラインと、具体的なこの後の見通しみたいなのところをお伺いできますでしょうか。

○落合座長 では、総務省、お願いいたします。

○総務省（荻原部長） 有識者の会合につきましては夏頃に一定の結論をまとめることとしておりますので、遅くともそれまでには検討の方向性はお示ししたいと考えております。

○落合座長 藤本委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

続いて、岩崎委員、お願いいたします。

○岩崎専門委員 私からは、村上委員とも一部かぶるのですけれども、5G人口のカバー率、5Gコア設備の整備について、総務省様にお伺いしたいと思います。

5G人口カバー率は、2022年度に96.6%を達成したと先ほども御報告がありましたけれども、この中には4Gからの転用周波数帯が含まれますので、確かに4Gから5Gへ円滑に移

行するための措置として、通信キャリアとしてはその転用は合理的な行動かと思うのですが、データの算出にそれを加えて目標をクリアしたというふうに判断するのにはちょっと違和感があるかなと認識しております。

そこで、やはりSub6とミリ波についても、それぞれ人口カバー率の目標と期限を設定すべきだと思いますけれども、その点につきまして総務省様はどういうお考えかということが1つ目の質問です。

2つ目といたしましては、5Gコア設備の整備なのですが、4Gから5Gへの移行期はNSA方式がやはり合理的かと思うのですが、5Gの性能をフルに生かすにはSA方式への移行は欠かせません。通信キャリアも乗り出してはいるのですが、まだまだ提供エリアがごく限られておりますので、やはり5G基地局のうちSA方式での整備について人口カバー率の目標を設定して、SA方式を促すべきだと考えております。この点につきまして、総務省様はどのように御認識していらっしゃるかお聞かせください。

以上です。

○落合座長 どうもありがとうございます。

今、岩崎委員から2点御質問がありました。1点は、96%達成をされたというところ、ただ、4Gからの転用の部分も含まれているという部分について。もう一点は、SA方式への移行、人口カバー率の算定の在り方というところについて御質問をいただきました。2点お願いいたします。

○総務省（荻原部長） Sub6とかミリ波の整備目標を定めたらどうかという御指摘ですが、これにつきましては、御指摘のとおり、高速なサービスが実現されるエリアはどのようなエリアなのかということをお客様の方々に御理解いただくことが重要かと思っておりますので、この点につきましても、先ほど申し上げました有識者懇談会の中で、本日もいろいろ御提案、御指摘をいただいておりますので、それも踏まえて、Sub6の目標も含めて検討を進めていきたいと思っております。

一方、ミリ波に関しましては、今までの特に人口カバー率を指標にして目標を立てるのがいいのかどうか、様々な議論があるかと思っております。技術的に電波があまり飛ばなくて、今までの使い方とは大分変わってきますので、その辺り、例えば基地局数を目標にしたほうがいいのか、いろいろな議論が出てくるかと思っておりますので、それも夏を目途にしっかりまとめてまいりたいと考えています。

SAに関しましては、御指摘いただきましたとおり、サービス提供が本格的に開始してまだ時間がたっていないと聞いております。諸外国を見ても同様の状況かと考えております。

こちらにつきましても、一方でしっかりと目標を定めて各事業者は取り組んだほうが良いという御指摘はもっともかと思っておりますので、それにつきましても、技術的な進展も今後ありますので、そういったことも踏まえなければいけないと考えておりますので、先ほど申し上げたSub6やミリ波の目標と併せて検討していきたいと考えております。

○落合座長 ありがとうございます。

岩崎委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

先ほどの岩崎委員と村上委員の御質問で共通しているところもあったかなと思いますが、基本的には、キャリアごとに、また具体的な手法ごとに実績を確認しつつ目標を設定していった、できるだけ利用者に届くような、そういう新しい手段がどう整備されていくのかというところをちゃんと確認していただきたいというのが全体としてお願いしたいということになっているかと思います。総務省のほうにおいては、そちらをお願いできればと思います。

続きまして、瀧委員、お願いいたします。

○瀧専門委員 ありがとうございます。

私から、総務省さんとJTOWERさんに1つずつ質問がございます。

総務省さん向けにお伝えしたいのは、それなりに通信料というお金を払っていて、5Gだとみんなが思っているものが、実際には「なんちゃって」という表現が許されるくらいに本質的ではない部分もあるというのは、普通に消費者として考えたときに納得がいきづらいものですし、何より政府の政策への不信にもつながる状況だと思っていますので、今回こういうことを勉強して初めて憤るようなことがあるなと思ひまして、この辺りは本当に早急に御対応いただきたいと思った次第です。

私は端末側の記載みたいなどころに関心がございます、いただいた資料でいうと3ページのミリ波のところですね。ミリ波の普及の重要性、普及をしていくという旨で記載をされてはいるのですが、非対応であることをちゃんと消費者に向けて周知することが早急に必要なのではないかと思っています。

御質問したいのは、例えばミリ波に未対応の端末になっていますということは、では何でしないのですかというふうにこちらから問い直せる形で、認定といいますか、こういうのが出てくるときに端末の提供する側から説明を受けられているのか。

特にそういうやり取りがないのであれば、普通に考えると、消費者の理解の観点からいうと、販売時に「ミリ波非対応」というシールでもつけて、それをちゃんと表示するべきではないかと思う次第でございます。赤くなっていない端末群、特にアップルさんとかは軒並みそうなっているわけですのでございまして、ミリ波非対応という旨をもっとちゃんと顕示的に示させるべきではないかと思っております。その辺りはどうなっているかを教えていただきたいというのが総務省さんへの御質問になります。

JTOWERさんには、いただいた資料でいうと17ページぐらいですかね。今回、問題意識の大きいところとしては、電気通信事業法上の公益事業特権が行使できない立場です。そうすると、土地の貸付けを受けられないというのが大きな問題意識として理解をしておるのですが、例えばほかの分野でも類似の問題は出ていますかというのが御質問でございます。

インフラシェアリング会社が認定の事業者ではないというところで、ほかにも不都合が

出ているのではないかと類推をしております、そういう課題はほかにもございませんかというところを改めてお聞きしたい次第でございます。

以上2点です。

○落合座長 ありがとうございます。

2点目のほうが公益事業特権にかかっている部分もあったので、次の論点かなとも思いましたが、全体的な課題という意味でJTOWERさんにはお伺いしたいと思います。

そうしましたら、まず総務省から前半のミリ波対応端末の点について御回答をいただき、続いてJTOWER様からも、瀧委員から御指摘あった点、全般的な課題につながる点としてそのほかにも課題はあるのではないかという点について御説明をお願いいたします。

○総務省（木村部長） 総務省でございます。

1点目は、ミリ波対応端末の利用者、消費者への周知という関係の御質問だったと思います。まず各事業者、通信キャリアのほうで提供しているような端末について、それがミリ波対応なのかどうかという点については、各社のホームページ上で公表されております。

他方、販売時においてそこまで説明あるいは表示をしているかということ、恐らくそこはされていないのではないかと認識しております。その辺りはもしかしたら工夫の余地があるかもしれませんが、取り急ぎ、携帯キャリアのほうではそういった表示はされているところでございます。

以上でございます。

○落合座長 ありがとうございます。

○瀧専門委員 半分だけしかお答えいただいてなくて、もともと端末が出来上がってくるというか、日本に持ち込まれてくる段階で、ミリ波を何でしないのですかという問いを総務省さんから直接はされていないという認識で合っていますか。

○総務省（木村部長） その点につきましては、基本的には民間のビジネススペースの取組だと認識しておりますので、こちらから特に問合せ等々をすることはないところでございます。

○瀧専門委員 そうしますと、3ページにいただいているような、普及が重要であり必要な対応というところは、今後検討されるということかもしれないですけども、これは実務的にはどういう手段が取り得るのか、今の段階でお伝えいただけることはございますか。

○総務省（木村部長） 今、御指摘いただいたとおり、まさに今後必要な検討をしていきたいと思っているところなので、具体的にこういう方法というのがあるやなしやというところは御説明が難しいところがあるのですけれども、なるべく実際に利用者が購入しやすいような方策というのはどういう方法があるかというところを有識者の会議の中で検討していきたいと考えているところでございます。

○瀧専門委員 承りました。ありがとうございます。

○落合座長 どうもありがとうございます。

今の点に関連して、JTOWER様の前に、瀧委員のおっしゃられたことは、表示の問題であるということもさることながら、実際にミリ波対応をできる端末自体が増えるように後押しもしていただきたいということも関わってくるのではないかと考えておまして、こういった点については総務省のほうでは何か今のところお考えになっているところはありませんでしょうか。

○総務省（木村部長） 同じようなお答えになってしまって恐縮ですが、ビジネスベースであるかと基本的な考え方として思っています。一方で、端末を含めてミリ波をいかに普及させていくかというところは重要な問題だと認識しております。

一方で、なぜなかなかミリ波の端末が普及しないかという点については、恐らくインフラ面、端末機器の点、具体的にミリ波を使うユースケースはどういうのがあるか、これは鶏と卵かもしれませんけれども、そういったところが非常に関わってくると思っています。

周波数の特性上、どうしても技術的あるいはノウハウ的に高度なものが必要になってきたり、ビジネスモデル的にも従来のモデルがそのまま適用しづらいとか、そういったところもあろうかと思えます。その辺りの課題、全般的にどういったことができるかというのは総務省としては考えていかなければいけないと考えているところでございます。

○落合座長 ありがとうございます。

最終的にビジネスベースになるところはありつつも、課題を整理して、後押しできるところはぜひ後押しを進めていただきたいと考えております。

続いて、堀委員、お願いいたします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。

公益事業特権についての御質問になるのですが、よろしいでしょうか。待ったほうがいいですか。

○落合座長 後で。

○堀委員 分かりました。ほかの方を優先してください。

○落合座長 すみません。では、次に当てます。

川本委員、お願いいたします。

失礼しました。その前に、JTOWER様のほうに瀧委員から御質問があった点はまだだったと思いますので、JTOWER様のほうはいかがでしょうか。先ほどの瀧委員からの御質問。

○株式会社JTOWER（大橋部長） JTOWERでございます。

瀧先生からの御質問ですが、資料の中でも御説明をしましたが、民有地でも借りにくいとき、公有地でも借りにくいとき、両方がありますので、公益事業特権を認めていただければ、交渉はやはりうまくいく方向に進むだろうと考えております。

それ以外については、総務省様の御説明の中であったインフラシェアリング事業に関するガイドラインがかなり早い段階でもつくられていますので、今思いつくところでは大きな課題はないのかなという認識です。

○落合座長 瀧委員、よろしいですか。

○瀧専門委員 分かりました。

一旦、次をお願いします。

○落合座長 ありがとうございます。

民有地と公有地でそれぞれ別々に課題整理が必要であるというところ自体はお話しいただいたかなと思います。

続いて、お待たせいたしました、川本委員、お願いいたします。

○川本専門委員 川本です。ありがとうございます。

総務省さんに対しての質問です。これまでの議論の中で総務省さんのほうから、5Gならではの特性を踏まえて、Sub6とかミリ波の人口カバー率も含めて高めていくということで、これから有識者会合で検討されるという御説明があったと思うのですが、そのときに新たに整備目標を設定していくという方向にあるように聞いたのですが、ぜひやっていただきたいと思います。

その目標の位置づけとして、御説明を聞いていると、総務省は一応目標を設定するけれども、民間事業者が整備主体となって、これは強制力はないのだというような御説明があったかと思うのですが、そこはまさに総務省さんが5Gという日本全体の国の目標として、公益上大変重要だと判断されての目標設定だと思いますので、もしそういった整備について難しいとか問題があるということが出てきたときに、民間事業者に対して、まさしく公益性の高い事業をやるということで、慎重に審査をされて許可を出していると思うので、強制力がないというふうに普通の産業のように表現されるのは若干違和感があります。

Sub6とかミリ波を整備していくに当たって、民間事業者のほうで難しい問題があると認識されているのか。先ほど、投資余力も現在あるのではないかというようなお話もあったと思うのですが、総務省として、本当はできるのにスピードが遅いというときには強力で指導していくという責任を持っているのではないかと私は思うものですから、ぜひそこら辺の責任についての御認識を教えてくださいというのが1つ。

もう一つは、先ほどの瀧委員の御質問のフォローアップになるのですが、お聞きしていると、携帯についてミリ波を使える、使えないというのは、重要な消費者に対する表示の問題だと思うので、むしろ消費者に対する情報提供という点で、現状で問題ないのかということについて、むしろこれは総務省がある種事業者の側に立つとすれば、消費者行政のほうからしっかり対応すべき問題なのかもしれないのですが、そこら辺についての行政の責任についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○落合座長 川本委員、ありがとうございます。

総務省のほうで、全般的な課題の点と消費者行政としてどう考えるかという点、2点御回答をお願いします。

○総務省（荻原部長） 目標に関してでございますけれども、まず、周波数を携帯電話事

業者に割り当てるときには、一定期間を設けまして、その期間は携帯電話事業者が独占的にその周波数帯を使えるということになります。

それに対しまして、割当てのときに条件を計画として携帯電話事業者に出していただいております。その中に基地局数とか基本的なインフラ整備の目標が書かれております。その割当てのときの目標を達成することに関しては、義務としてかかってきますので、携帯電話事業者が責任を持って整備をする必要がある。場合によっては、制度上は認定、割当てを取り消すことができるという制度になっております。

その一定期間を過ぎた後でございますけれども、そういった制約がない中で、先ほど申し上げましたように、目標を設定してインフラ整備を加速していくという手法を取ることになるのですけれども、これまで5Gの普及に関しましては、当初割当てのときに設定した目標は大きく上回って携帯電話事業者は前倒しで整備を進めてきております。

また、それに対して前倒しの目標を掲げた、先ほど資料の中でも御紹介しましたけれども、そういった目標を政府が設定することで、事業者の整備がさらに加速するという結果が得られております。

こういった形で進めていくことを基本といたしますが、目標が余りにも達成できないような状況がございましたら、当然事業者のほうと、現状を踏まえてどういった対策を取る必要があるのかといったことは、状況に応じて検討していく必要があるとは考えております。

そういう意味で、こういった形で総務省はしっかり旗振りをするということで、まず整備を進めていただくというのを基本に考えていきたいと考えております。

○総務省（木村部長） もう一点御質問いただきました消費者行政というか、消費者目線でミリ波の表示の点についてでございます。これは決していいことではないのですけれども、日本においてミリ波があまり普及していないという実態がある中で、これまで消費者のほうから表示がないということに対して大きな苦情いただいた経験はないのですが、一方で、先ほど申し上げましたけれども、ミリ波を普及させていく必要性は十分認識しております。

先ほど申し上げましたように、インフラの整備、様々なユースケースを生み出したり、あるいは端末機器の対応、そういったところをトータルで普及させていく中で、今後、言ってみれば消費者目線でこういった形の表示が適当であるかというのは検討していく課題の一つになってくるであろうと認識しているところでございます。その辺りは、トータルでいろいろと必要な対策を考えていきたいと思っております。

○落合座長 ありがとうございます。

川本委員、よろしいでしょうか。

○川本専門委員 ありがとうございます。

○落合座長 今の川本委員の点に関連してお伺いしたいところでありますが、先ほど事務局から示していただいた論点のうち、5Gの高度特定基地局の基盤展開率の点があるかな

と思っております。98%とする目標について、現状までの実績把握の状況がどうかということと、改めてどういう形で今後目標を設定していかれるかということをお伺いしたいと思います。

総務省のほうにお願いいたします。

○総務省（萩原部長） 先ほど資料の中でも御紹介させていただきましたが、2ページになりますけれども、基盤展開率に関しましては、2023年度の目標の98%に対しまして、今実績値としては2022年度の数字が出ておりまして、そちらが65.8%という数字になってございます。

○落合座長 2023年度はこれから調査されるということになりますよね。

○総務省（萩原部長） 今後集計することになります。

○落合座長 分かりました。

実際、実績がどうなるかということはあるんですが、目標に届いていないような場合については、また新たに達成年限を設定して、その目標達成について取組を進めていただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○総務省（萩原部長） 仮に目標が達成されなかった場合ですけれども、それにつきましては2023年度の結果を踏まえまして、達成状況とか状況をしっかり把握する必要がありますので、目標をどうしていくかということについて、同様に有識者会議のほうでしっかり議論してまいりたいと考えているところでございます。

○落合座長 ありがとうございます。ぜひ御検討いただければと思います。

芦澤委員、論点1についてでしょうか。

○芦澤委員 ありがとうございます。

ほとんど皆様のほうで議論していただいたものに少し重複という形になりますけれども、総務省さんのお答えを聞いておりますと、技術的な難しさと、本件は消費者側にどのようなニーズがあるかのところの具体的なアプリケーションの部分等々が見えてこないといった意味で、キャリアサイドとしては基地局を立てづらい状況なのかなと。その御調整に非常に御尽力されているのかな、苦労されているのかなと思って聞いておりました。

改めて思いますけれども、そういった新しいイノベーションにどういったニーズがあって、どういうものが生まれてくるのかということところは鶏と卵みたいなことがあって、恐らくキャリアサイドだけでは情報が把握し切れないのだろうと思う中で、例えば今般、アップルのVision Proが出てきて、シリコンバレーでは非常に話題になっていましたけれども、アメリカの友人に聞きますと、あれは5Gではないと同じ場所で3台も使い始めると動かなくなると。つまり、ああいうVRみたいなものが出てくると本当に5Gが必要なのである、もしくは自動運転みたいなものが発展してくると本当に必要なのであるといった、産業サイドの情報を検討会議の中でどれぐらい取り込むような形で進められているのかというのを改めてお聞きしたい。

つまり、総務省ではなくて、もしかしたら経産省的なところとのコミュニケーションな

り、検討会への取り込みみたいなものが重要になってきて、そこに障壁みたいなものがあるのであれば、我々としても改めてその部分を越えて進んでいただきたいというお話になるかと思うのですけれども、実態はどうなっているでしょうかというところを改めてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○落合座長 ありがとうございます。

芦澤委員から、産業ニーズの取り込みの点についてですけれども、総務省、いかがでしょうか。

○総務省（荻原部長） まず有識者会合と先ほどから申し上げている会合では、従来の携帯電話事業者のみならず、様々な産業の方、特にベンチャー企業の方にも、複数の分野で活躍されている方に来ていただいて、様々な御意見、御指摘をいただいております。そういったことを踏まえながら、5Gも含めた無線通信の様々なニーズを吸い上げるという形で議論を進めております。

また、御指摘のとおり、5Gのニーズを生み出していくことは極めて重要だと私も考えております。携帯電話事業者さんも日々努力されているところではありますが、それに加えて、5Gに関しましてはローカル5Gという制度もございまして、様々な事業者が実に様々なアイデアで取組を行っております。そういったこともしっかり後押しして、5Gならではのサービスを多く生み出していくという取組をしっかりとやっていきたいと考えています。そういったことと併せて、いざそういうサービスが出てきたときにしっかり取り組んでいきたいというのが今の考えでございます。

○芦澤委員 非常に心強いお答えで安心いたしましたけれども、ずっと他国に遅れるような形で技術が進むということが続いてきている中で、今回はそういったことのないような形でしっかりと改めて取り組んでいただければと思いました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○落合座長 芦澤委員、ありがとうございます。

デジタル分野の産業競争力の強化の基本になってくると思いますので、ぜひ総務省のほうではこの論点について取組を進めていただきたいと思います。

もう一度、資料2の2ページをお願いいたします。

続きまして、公益事業特権の論点について質疑を行っていききたいと思います。

宮下委員、お願いいたします。

○宮下専門委員 ありがとうございます。

私から、JTOWER様と総務省様に1つずつ御質問させていただきます。

まず、JTOWER様に対する質問ですけれども、そもそも論の問題の所在を確認させていただきたいなと思っております。認定電気通信事業者の認定を取得して公益事業特権を行使するという現行法制上のルートに乗れない、または乗りづらい理由をもう一度御説明いただければと思っております。

つまり、具体的に、タワー型のビジネスモデルは、電気通信回線設備をそもそも設置す

るようなビジネスモデルではないので、取ろうと思っても取れないということなのか、それとも、認定電気通信業者の認定を取ろうと思えば取れるのだけれども、非常に煩瑣だということが問題の所在なのか、まずそこを確認させてください。これが1点目です。

2点目は総務省様に対する質問ですけれども、仮に認定電気通信事業者以外の者が公益事業特権を行使できる、その方向性で御議論を開始されているということで、これはすばらしい取組だと思うのですが、その場合、現在の電気通信事業法との整合性、つまり、事業の開始義務とか提供義務がセットになっている、そういうパッケージでの制度と理解しておりますので、提供義務、特に契約自由の原則を修正するような、そういう義務に代わるものをどのようにパッケージにするのか、制度のグランドデザインみたいなところを教えていただければと思っております。

以上です。

○落合座長 ありがとうございます。

では、まずJTOWER様のほうから御質問の点をお願いいたします。電気通信事業法の位置づけというところも含めて御質問があったかと思えます。

○株式会社JTOWER（大橋部長） JTOWERでございます。

まず、先ほどの御質問については、いわゆる海外で言うタワーカンパニーについては、日本で言う電気通信回線設備を有しないケースのほうが多いというか、そういったケースに該当すると考えていますので、先ほどおっしゃった中で言うと、前者です。取ろうと思っても取れない事業形態であると理解をしています。

○落合座長 ありがとうございます。

続きまして、総務省さんのほうにグランドデザインの点も御質問がありましたが、いかがでしょうか。

○総務省（木村部長） お答えいたします。

まさに、今JTOWERさんからもお話がありましたけれども、今の認定電気通信事業の立てつけは、回線設備を設置して役務を提供する事業者が総務大臣の認定を受けることができるという立てつけになっています。これは、もともと広い範囲で線路設備等々を敷設するために、その途中で様々な異なる土地の所有者さんと交渉等々をする必要があるという実態を踏まえて、そういう回線設備を設置する事業者さんに対するスキームという形になってございます。

他方で、先ほどいろいろ検討してみたいということをお答えしましたけれども、いわゆるタワー事業者みたいな方々がインフラ設備を設置して、それを実際にサービス提供をするキャリアさんに貸し出すというビジネスモデルができてきたところですので、そのときに、これまでと同じような位置づけでいわゆる特権を活用することができる仕組みを考える必要があるかなと捉えています。

グランドデザインといいますか、その辺りはまさに今後検討していく中で具体化されてくると思いますが、今の認定事業のスキームでも、認定を受けるために必要な要件、

その認定を受けた結果として発生するような特権、逆にその特権を使うがゆえの義務、そういったものが法律上、制度として立てつけになってございます。

電気通信回線設備を設置する事業者ではないインフラシェアリング、タワー会社の方々がその特権を使う形のスキームをつくったときに、そういった様々な条件をどのように組み込んでいくかというところは、まさに制度設計の中で検討していかないといけない点だと思っております。その辺りは、権利もそうですし、役務提供義務とか事業開始義務等々がありますので、そういったところをどのように組み込んでいくかというのは今後具体的に考えていきたいと思っておりますのでございます。

○宮下専門委員 ありがとうございます。

検討の論点として御認識ということですので、私からの質問は大丈夫です。

○落合座長 ありがとうございます。

認定電気通信事業者ではないインフラシェアリング事業者についても、公益事業特権の利用を考えていくという方向で制度を考えていただけるということで、大変前向きな回答だったと思っております。

堀委員もお願いいたします。

○堀委員 ありがとうございます。

今の点に関連してですけれども、総務省さんからシェアリング事業者、タワーカンパニーについても、一定の条件の下で公益事業特権を認めていこうというような前向きなお答えをいただけたと思ひまして、国としてもシェアリング事業者も含めてこうしたインフラを整えていくことについては喫緊の課題だと思っており、この政策を進めていただく上で大事な観点で、御検討いただけるのかなと思ひました。

私からはJTOWER様に御質問ですけれども、自分たちで電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供するという要件には該当しないのだ、認定事業者を取ろうと思っても取れないのだということが前提であるけれども、タワーカンパニーが一定の要件の下で公益事業特権を有していきたいというニーズは分かったのですが、認定事業者と例えば一定の関係性を有する会社であるということで特権を得るということをやられていきたいのか。これは、どちらかという認定事業者から見たグループ会社であるとか、そういうところも含めてほしいという要望になるのか。それとも、携帯電話会社との契約関係があるとか使用実態があるということを見てほしいというような要望なのか。タワー事業者についての定義の仕方について、JTOWER様としてどのようなことを今お考えなのかということについてお伺いしたいと思います。

これをなぜお伺いするのかというと、総務省様の資料にもありましたような私権の制約という観点がございますので、必ずしも自分たちで事業をやるのだということになりますと、その必要性も含めて、あるいは事業遂行中、確実にその施設を使うということによっていただけるということになると思うのですが、そうではなく、自分たちは事業で行うのではなく、ほかの会社様に貸すのだというような形のタイプの要件定義をしていく中で、

JTOWERさんのほうから見て、こういうような属性の人は抜いてほしいというような御希望になるのか。具体的な基準、条件、範囲みたいなものももし御希望としてあればお伺いしたいと思いました。

○落合座長 ありがとうございます。

では、JTOWER様のほうから、公益事業特権の範囲をどう考えるかというところについて、お答えがあればお願いいたします。

○株式会社JTOWER（大橋部長） JTOWERでございます。

今、私どものほうで想定している部分については、先ほど具体的に携帯キャリアとの資本関係があるみたいなのところもおっしゃっていただきましたけれども、私たちが思っているのは、認定電気通信事業者である携帯電話事業者が使う、もしくは使っている状態を見ていただくのが、私権の制限というところから見ても妥当ではないかと思っています。

先ほど総務省様からも今後いろいろ検討をしないといけないというところをおっしゃっていただいて、私たちもそこはそのとおりかなと思っていますので、今後とも、私たちのほうも意見を集約していきたいと思っていますので、議論をさせていただければと思っています。

それから、瀧先生からの質問に戻るのですが、1点言い忘れたところがございます。公益事業特権ですが、認定通信事業者ではない部分で、実際に国有林野で土地を借りられないケースがございました。今回のように、電気通信事業法で言うところの認定事業者という形で認めていただけるような方向性が実現するのであれば、そういった点は解消されるのかなと思っています。補足させていただきます。

○落合座長 ありがとうございます。

堀委員、今のよろしいでしょうか。

○堀委員 ありがとうございます。

使用というような実態があれば、キャリアさんからの委託があればというような形で、現実的な御提案かなと思いましたが、必ずしも1件目はどこもつながっていないみたいなこともあるのかもしれない。新規参入も含めて、広く手を挙げられるような制度にしていきたいと思いました。

以上です。

○落合座長 ありがとうございます。

瀧委員のほうも、ちょっと戻ってJTOWERさんからありましたけれども、いかがでしょうか。

○瀧専門委員 十分なお答えをいただいたと思います。ありがとうございます。

○落合座長 ありがとうございます。

今ほど国有林の関係についても出てきましたが、その部分については林野庁のほうで所管している話なのかなと思いますが、瀧委員の御質問に戻って、そのほかにも整備していくべきところということで、人口カバー率が相当高いところまで考えていくという意味で

は非常に重要な論点が新たに出てきたのではないかと思います。

続いて、次の論点に行きたいと思いますので、事務局の方でもう一度投映をお願いいたします。

続きまして、論点3の「行政財産使用の円滑化」について質疑を進めたいと思います。

では、増島先生、お願いいたします。

○増島専門委員 ありがとうございます。

これは3も4も同じような話なのだと思うのですが、いわゆる硬直的な許可制度をただただ適用をしているというふうにはしか我々には見えないようなところがありまして、屋内シェアリングであれば、中で利用するところに引いていますという話に、なぜこれで許可が要するという話になるのか、全く意味が分からないですし、外であっても、先ほどJTOWERさんからありましたとおり、全体の電波を使いよくするという話なので、やらせてくださいという話でもなければ、お金を払えという話であるわけがないという感じがするわけでございます。

もちろん、もともとの法制度の趣旨は理解するわけでございますけれども、これは地方自治体ごととか何かごとに物が違うということはあるように思いますので、統一的な判断、これはこういうふうにしなさいというのを出していただかないと、非常にビジネスが困るというよりは、まさに今日お話をしている5Gの普及というところを国が硬直的な制度で妨げているというふうにも見えて、非常に整合的でないことをしているように見えますので、これをどうかしていただくのが必須だと考えるものでございますけれども、いかがでしょうか。

今日は財務省さんはいらっしゃっていますか。

○落合座長 財務省様はおられます。

○増島専門委員 これは財務省さんが一番関連をするところだと思いますので、御見解をまずお聞かせいただきたいです。

○落合座長 では、財務省理財局様、お願いいたします。

○財務省（梅野課長） 財務省理財局でございます。

行政財産使用許可のテーマについては、JTOWERさんの御要望ということであろうかと思えます。まず、屋内の話がございました。こちらについては、JTOWERさんの要望では、使用許可手続の対象とならないということについての明確化を要望されているということでもございました。

こちらは先ほど増島委員のおっしゃった趣旨のとおりでございますので、こちらについては庁舎で勤務している職員あるいは来庁者というところもありますし、そこについては国有財産法上の手続は必要ないだろうということがございます。

そういう意味においては、庁舎等の中の通信環境の設備を行う場合の取扱いにつきましては、今回のワーキング・グループでの問題提起を踏まえまして、各省各庁の行政財産所管部局に対して、適切な取扱いにつき周知を行うことは可能でございますので、事業所管

官庁である総務省の協力を得まして、実施について御検討させていただきたいと思います。

引き続き、庁舎外の話がどうなのかということでございますが、これはまさに法律の立てつけは、国有財産法という一般法がございますが、こちらについては当該庁舎等の用途または目的を妨げない限度において使用することができるということで、原則禁止、一方で例外的に用途または目的を妨げない範囲においてできるということでございます。そういう立てつけになっているということでございます。

それで、今回、使用料の減免とか様式、オンラインの話も全てそうなのですが、まさに国有財産法は一般法でございますが、こういった5G等々の推進というところの個別事業の取扱いについては、事業所管省庁の推進策も反映する立場でございますので、そういった御検討を経た上で、財務省と、今回は総務省さんでございますが、相談をしてやっていくということについては御理解をいただきたいと思います。

様式の統一化という点について、国・地方を共通という話がございますが、ちなみに国のほうについては申請手続の様式については全国同じものでございますが、地方と統一を図るべきではないかという問題意識については、まずは事業所管官庁の仕切りがあるのかなと我々としては考えている次第でございます。

以上です。

○落合座長 ありがとうございます。

今投影された資料は、提出資料ではなく、板書みたいなものと受け止めてよろしいでしょうか。

○財務省（梅野課長） そうです。一応口頭の補足ということで、補っただけです。

○落合座長 文字で忘れないように表示してもらったということで、大体同じような内容だと思います。

○財務省（梅野課長） そうですね。基本的に読み上げたという形にしております。

○落合座長 増島先生、今のお答えはいかがでしょうか。

○増島専門委員 そうすると、立場としては、先ほど見せていただいた条文に、「他の法律に特別の定めがある場合を除くほか」となっているから、電波の話については総務省であろうから、総務省が何かルールを定めれば、それで国有財産法の問題は克服できるのではないかというお立場と理解をしていいかというのが1点。

あとは、地方自治体の話も、これは総務省さんの別のつかさだと承知をしていますが、地方自治をつかさどっているほうの総務省さんが音頭を取って、様式の統一について旗を振ればよいではないか、こんなお立場と理解をしてよろしいでしょうか。

○財務省（梅野課長） 財務省理財局でございます。

先生からの前者の質問でございます。認識としてはそのとおりでございますけれども、あくまでも特定事業についての政策的な判断があらうかと思っておりますので、そういったところについてまずは一義的に検討いただいて、それについては財務省理財局に御相談いただくということかなと思っております。

その過程で、個別法の手当てが必要な事項もございますので、そういったところについては相談・調整をしていくという立付けでございます。これは5Gに限らず、いろいろな政策について同様の取扱いをしております。だから、結論から言うと、先生の御認識のとおりというふうにお答えしておきます。

以上です。

○増島専門委員 「利用を妨げる」の話との関係で、電波は混線があったり、いろいろおかしなものがありますかというところが、もし利用を妨げるということがあれば、そういう事態が起り得るということですが、それは総務省さんがそういうことが起こらないような行政を敷いているということになるので、もちろん特別な法令なりなんなりが必要だというのは理解をしますが、ロジックで言えば、結局、そこは管理をされているという話になっているので、形式できちんと法律の根拠があれば、それは財務省さんとしては認めない理由は特にないということにロジカルにはなりそうなのではございますけれども、ここは何か僕の思考に抜けている部分がありますか。

○財務省（梅野課長） そもそも手続自体は必要ないのではないかという点に関しては、さすがに行政の用途・目的を妨げないかどうかという確認はいろいろな場面で必要かと思っておりますので、そういった手続を不要にしましょうということにはなかなかならないかなと思っております。

一方で、先ほどの事業者さんからの要望にあるような、使用料についてどう扱うかというところについては、そこはいろいろな政策判断で料金をどうしていくかを定めているところがありますので、減額とかそういったところについては政策的な観点でやっている法令も当然ございますので、そういう分野については検討の余地はあろうかと思っております。

○増島専門委員 ありがとうございます。

○落合座長 総務省の自治行政局様のほうも手が挙がっているので、お答えを聞いて、増島先生から更問いをさせていただいたほうがいいのかと思います。

総務省自治行政局様、お願いいたします。

○総務省（田中課長） 自治行政局でございます。よろしく申し上げます。

財務省さんのほうから国有財産について御発言がありましたが、自治体の行政財産についてお話をさせていただきます。

基本的に、自治体の財産管理につきましても、国の会計法と並びの制度になっておりますので、地方自治法の規定ぶりについては基本的には国の会計法と平仄が合っているもの、同じ取扱いになっているとお考えいただいてもよろしいかと思っております。

ということですので基本的には一緒でございますが、その上で申し上げますと、大臣から冒頭に、建設的というふうなお話もございましたので申し上げますと、確かに今の現場の運用は、今日ヒアリングをお伺いしていると、確かに硬直的な側面があるのかなという印象を持ちました。

一方で、制度については、例えばこれは自治体の財産の中でも公用とか公共の目的で使っているものでありますので、その目的に反しない、目的を妨げないという確認作業という意味での許可は必要になってくると思いますが、別に1年でなければいけないというルールがあるわけでもなくて、そこはケース・バイ・ケースの判断ができるということでございます。

また、許可だけではなくて、例えば行政財産であっても余裕スペースがある場合については、今の制度でも貸付契約を結ぶことも可能でございます。償却期間が15年という話もございましたので、むしろそういう制度を柔軟に活用していくというほうが建設的な方向なのではないだろうかと感じた次第でございます。

それから、様式の統一につきましては、今、私どもは標準化法に基づいて様々な標準化の作業を進めてございます。また、規制改革の議論とも足並みをそろえまして、今、入札とか調達手続の標準化を進めています。例えば共通性が高く取扱件数が多いようなものであれば進めていくという方向性は持っておりますので、ここは所管課のほうによく政策的な意図とか、あるいは実態、取扱件数がどれぐらいあるのか、これは現場にも負担をかける話でございますので、そういうことを伺いながら検討させていただく話かなと思います。

○落合座長　まとめて財務省様と総務省様からコメントがありました。

増島先生、お願いします。

○増島専門委員　ありがとうございました。

それぞれつかさがあることはよく存じておりまして、最終的にはつかさごとにきちんとイニシアチブを取っていただくということだと思いますが、今お話をお伺いしたところでは、自治の部分では、自治を担当されていらっしゃる総務省さんの方がデジタル規制改革の論点を含めて旗振りをして前に進めていただくというのが恐らく望ましいということだと理解をしました。

もう一つの通信のほうの話も、財務省さんとしてはかたくななことをおっしゃっているわけではないと理解をいたしましたので、総務省さんのほうで恐らくこういう形ではいかがですかというような、これは5Gを普及させる、シェアリングの電波塔をきちんと立ててカバー率を広げるといふ大義名分があるわけですから、それを実現させるためにふさわしい方向を御検討いただいて、一定財務省さんとの調整が要るということではありませんでしたので、提案をぶつけていただいて積極的に調整いただくという流れにさせていただくのがいいかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○落合座長　それぞれお聞きしたいと思います。

増島先生がおっしゃっていただいたのは、電気通信事業部ないし電波部のほうに御提案をいただいて、それを財務省理財局様と総務省の自治行政局様に検討いただくという流れかなと思いましたが、そういう理解ですね。

○増島専門委員　そうですね。多分そういうことなのではないかなと思ったのですが、そ

こをむしろやっていただけるかどうかということです。

○落合座長 では、最初に電気通信事業部ないし電波部のほうからお願いいたします。

○総務省（木村部長） 電気通信事業部長でございます。

今御指摘いただいた点につきましては、我々も事業者さんのニーズもしっかり聞き取らせていただいて、相談をしながら、こういった形で関係の財務省さん、同じ総務省ですけども、自治行政局さんのほうに御相談させていただくべきかどうかというところを、いろいろ事業者の意見も拝聴しながら考えさせていただければと思います。

○増島専門委員 キャリアさんとかそのほかの事業者さんの御意見も聞かないとということですかね。

○総務省（木村部長） 今、音声途切れていまして聞き取れなかったのですが。

○増島専門委員 どの事業者さんにとっても、これが進むのと進まないのでは進んだほうがいいということになるはずだと確信をしておりますので、1社さんの声だけでやるということになるのはよくないねという価値観は理解しますけれども、ぜひ早急に聞き取りをいただいて、むしろこれが実現をする方向でイニシアチブを取っていただきたいと思えます。

○落合座長 電気通信事業部様のほうに、さっき途切れていたということですけども、増島委員のほうから、要するにキャリアだけでなく、タワー事業者とか、そのほかニーズを伝えてくれる事業者があるのであれば、広くヒアリングをしていただくということではないかと御質問がありましたが、よろしいでしょうか。

○総務省（木村部長） 承知しました。

1社のために行政をやっているわけではございませんので、そこはそういうニーズをしっかり酌み取った上で、どういう対策が必要かというのをしっかり考えていきたいと思えます。

○落合座長 ありがとうございます。

では、最初の増島先生の御質問に戻ると、電気通信事業部様のほうから要望等をまとめていただいて、それをまた理財局様と自治行政局様に御相談をという流れでということでしたが、理財局様、自治行政局様、御対応をお願いできますでしょうか。

最初に理財局様からお願いします。

○財務省（梅野課長） まさにそういう認識で私のほうで説明をさせていただきましたので、総務省さんからの相談をお待ちしたいと思っております。

以上です。

○落合座長 ありがとうございます。

自治行政局様、いかがでしょうか。

○総務省（田中課長） 承知しました。

○落合座長 では、増島先生。

○増島専門委員 ありがとうございます。

○落合座長 ありがとうございます。

私のほうからも1点お伺いしたいこととして、財務省様のほうでも全体として前向きにお話しただいていたところかなと思いますが、特に適切な取扱いというような言い方で最初御説明されていた部分がありましたが、屋内等に設置するような場合について、行政財産の使用許可の対象外、例えば国の事務や事業の遂行のために使うような場合もあると思いますので、そういう場合に一部除外をしたりということもあり得るかなと思いますし、あと手続に関しては、使用料とか様式の話もございましたが、オンライン化の点も重要かなと思いますが、これらについて財務省様のほうではいかがお考えでしょうか。

○財務省（梅野課長） まず、屋内の場合は、そもそも国有財産法上の使用許可手続によらないということは、恐らく契約になるのだと思います。だから、契約をどう仕組むかというのは我々が物を言う範疇ではないのですが、そこは職員のためになるのであれば、電気料を国が負担するとか、担当者が負担するという仕組み方があろうかと思うのですが、その辺も含めて、情報収集もしながら、総務省さんと相談しながら、どういうふうなメッセージ、周知をしたほうがいいのかということについては検討させていただきたいと思います。

○落合座長 オンライン化の点はいかがでしょう。

○財務省（梅野課長） 契約を締結しないといけないということなので、オンラインになじむかどうか。少なくとも契約の在り方については、理財局としては、申し訳ないけれども、こうあるべきというふうに申し上げる立場ではないことは御理解いただきたいと思います。

○落合座長 ありがとうございます。

申請のオンライン化というところについて、できる範囲でオンライン化を進めていただくことが重要ではないかと思っておりますので、今すぐお答えいただけないとしても、横串で手続のオンライン化というのは全省庁共通で進められているかなと思いますので、何らか御検討いただけないかというところですが、いかがでしょうか。

○財務省（梅野課長） 先ほど申し上げましたように、そこは国有財産法上の手続ではないと思いますので、オンラインについては我々のほうからこうあるべきだと申し上げる立場にはないと思っています。

○落合座長 分かりました。

そうすると、オンラインのほうについては、むしろ各省もしくは地方公共団体の判断によるということですかね。

○財務省（梅野課長） 個々の契約という形でありますので、個々の判断になろうかと思っています。

○落合座長 分かりました。

総務省の自治行政局様のほうでは、今、財務省様のほうに御質問させていただいた2点については何か御意見等はございますでしょうか。

○総務省（田中課長） 財務省さんからお話がありましたように、まずはどういう法律構成で基地局を置くのかということがあるかと思えます。使用許可という話もありましたけれども、今日御提案がありましたように、そもそも使用許可ではないという法律構成もあるかもしれませんし、あるいは貸付けという法律構成もあるかもしれません。まずはそこを整理することが入り口かなと考えてございます。いずれにしましても、担当課さんとよく協議させていただきたいと思えます。

○落合座長 分かりました。ありがとうございます。

続いて、最後の論点がございましたので、事務局のほうから投映を願いますでしょうか。

最後の論点が「『1 需要場所、複数引込み』の実現」についてでございます。こちらの点について、御質問、御発言があればお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○増島専門委員 これもすごくばかげたルールになっているので、いつ直してもらえますかという話なのではないかと思ったのですけれども、どう思われますか。

○落合座長 増島委員、ありがとうございます。

経産省様、いかがでしょうか。

○経済産業省（筑紫室長） ありがとうございます。資源エネルギー庁でございます。

そういう点では、これは事務局のルールだと思うのですけれども、事前にJTOWERさんと個別のサイトの話はできていませんので、不正確であれば申し訳ないのですけれども、いただいている事例は共有の基地局で電力を引き込みたいという話ですけれども、正直に申し上げると、現行制度でできる話のようにお見受けをされていて、もしできないのだとすると、こちらで認識できていないと思うので、詳細を承らないといけないと思っています。

「1 需要場所、複数引込み」という特例の話をされておりまして、おっしゃるとおり、1つの引込線、1つの需要、1つの契約というのが原則であります。これは、もともとは保安上のルールとか、あるいはどうしても個別にやっているとコストもかかっていますので、そういったところからできたルールなのですが、おっしゃるとおり幾つか特例があります。

フェンスや門扉で区切ってというのもやり方の一つですけれども、この形ですと、鉄塔の上のところ、まさに電波を発する部分のところは両方から線が入ってきて共有する形になっていまして、そこにフェンスがあるわけではないので、別区画ということにならないのではないかと考えていました。なので、追加費用がということではなくて、そもそも今のルールだとかこういう形でやるのはすごく難しいのではないかと資料には書かれていない何らかの御事情があるのではないかとお見受けします。

一方で、今のルールでも一括で受電をすることは可能になっています。JTOWERさんの資料の18ページの図で申し上げますと、赤い「電力引込線（既存A社）」となっています。先ほど私が申し上げたのは高い鉄塔のところの話なのですけれども、もう一つは、今のルールでも一括で受電をする方法がありまして、この図で申し上げますと電力引込線の既存

のA社、赤い鉄柱、電信柱に近いものがございます。このところから、オレンジ色の新規のB社の受電設備に引っ張っていくことができまして、これはいわゆる一括受電と言われていまして、マンションとか大型のオフィスビルなどでも行われている方法です。要するに、電力会社との関係では契約者は1人だけけれども、中で複数の方が使っておられて、中の方の電気料金の割合はメーターなんかで計測される方も多いと思いますけれども、いずれにしても今の制度でできる話のようにお見受けしています。

先ほど増島先生がおっしゃった、「1 需要場所、複数引込み」のルールそのものについてというのは多分いろいろな議論があると思いますけれども、今回のJTOWERさんのおっしゃっている話は既存の制度の範囲内でできる話ではないかと思っておりますので、個別の事情がもしあるようであればお承りをして、必要なものはしっかり検討したいと思います。

○落合座長 経産省さん、どうもありがとうございます。

これはJTOWER様のほうにも状況をお伺いしたほうが良いように思いますが、JTOWER様、いかがでしょうか。今、現行制度でもできるのではという御指摘があったのと、ただ、もしかすると、さらに現行制度というときに、やりにくいとか、コストが非常に大きいとか、何らかお感じになっているところがあるのか、その辺りをお分かりになる範囲でお願いします。

○株式会社JTOWER（大橋部長） JTOWERでございます。

先ほど経済産業省様の御指摘が2点あったと思うのですが、2点目の私どもの資料で18スライド目、既存A社と書いている部分で一括受電というところなのですが、今回の私どもがやっている既存の事業者さんの鉄塔を買い取った後に後発でつける場合は、既存A社様の設備を使えないというところがございますので、そういう意味では、まず引込みについてはこういった形で2か所にならざるを得ないという事情があります。

最初に御指摘いただいたところですが、確かに、鉄塔があって、鉄塔のてっぺんに複数のキャリアさんのアンテナが置いてあって、そこから電波を吹くという形になるのですが、その場合にどう解釈されるかという部分については、私どもはそこまで理解ができていない部分もございますので、今日はもう時間もあれでしょうから、もし機会をいただければ、具体的にこういう場所でこういうことを電力会社さんのほうから指摘をいただいておりますというようなお話をさせていただいたほうがよさそうですね。

○落合座長 そうしましたら、経産省様のほうでもお話を聞いていただいて、先ほどの当初御提案いただいた内容そのものなのか、ただ、少なくとも今までの制度がどうなのかというのがなかなか難しかったところもあるのかもしれないので、その辺の明確化とか、場合によっては周知もどういふのをしていただくかというのを含めて考えるためにお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○経済産業省（筑紫室長） ありがとうございます。

先ほどお答えになった話で申し上げますと、設備的には当然A社の設備はA社さんが使われないということだと思っておりますけれども、この設備の使用の仕方には全く影響させずに

引き込んでいくこともできますので、その辺りは、他方で座長がおっしゃるとおり、やや細かい御事情、確かに個別のサイトごとには電力会社ごとに、この場所では保安上こういうことはしてもらわないといけないということを申し上げている可能性もございますので、御事情をよく承りまして、ほかの方にも関係があるようなものであれば、それはしっかり考えないといけないですし、個別の話であればJTOWERさんとよくお話しさせていただきまして、いい形ができればと思いますので、よろしく願いいたします。

○落合座長 ありがとうございます。

場合によって、個別であっても相手方というか、さっきおっしゃっていただいたように、電力会社とかそういったのもあるとは思いますが、その辺も踏まえて対策については御検討いただければと思います。

では、そろそろ時間が迫ってきてございますが、全体を通して何か御質問、御発言がある方は大丈夫でしょうか。

特にございませんようですので、議題1の「5G普及に向けた通信基地局の整備等の促進に係る見直し」の議論については以上にさせていただきたいと思っております。

議論を踏まえまして、各省庁に検討いただきたい内容を申し上げます。

総務省におかれましては、5Gに係る目標ということで、まず2023年度末までに5G高度特定基地局の基盤展開率98%とする目標について、2023年度末までの実績を把握し、目標に届いていない場合には、新たに具体的な達成年限を目標として設定し、公表した上で、当該年限までに確実に達成するようにお願いをいたします。

なお、既に達成している場合には、さらに98%を超えて、この後、依頼するSub6、ミリ波、SA基地局に関する目標を達成するために必要な基盤展開率の達成へと移っていただくようお願いいたします。

続きまして、5Gの人口カバー率について、まずSub6のみによる5G人口カバー率をキャリアごとに確認して、公表した結果を踏まえて、Sub6による5Gの人口カバー率に係る目標を2020年代のいつまでに何%達成するといったような内容で設定し、その目標に向けたロードマップを作成し、公表してください。進捗状況については、キャリアごとに公表をお願いいたします。

また、現在の5G人口カバー率の算出方法について、本日多数議論がございましたが、実際に利用できる状況になっていることが重要であり、その観点で目標が適切に設定されていることが必要です。人が居住、滞在、通行するようなエリアについては、可能な限り100%に近づけられるような面的なカバーを考慮して指標を検討していただき、利用者が実質的な利用ができるようになり、5Gの環境を利用できることが実感できるような取組を進めていただきたいと思います。

続いて、ミリ波に関しては、特にトラフィックが多いと見込まれるエリアを中心に整備するための目標をいつまでに何%達成するといった内容で設定し、公表をお願いいたします。

SA基地局に関しましても、親局である5G高度特定基地局及びその子局をSA基地局で整備するための目標をいつまでに何%達成するといった内容で設定し、公表してください。

また、こういった真の5Gの普及のための目標設定に関連して、本日の議論の中でも当初の河野大臣の御発言でも御指摘がありました「なんちゃって5G」というところと、真の5Gのスマートフォンの画面上の表示という点も含めて、消費者に分かりやすいような表示をつけていただくということも真の5Gの普及には重要でございますので、各キャリア等々も御協議されていると伺っておりますが、協議の結果を踏まえて必要な措置の検討をお願いいたします。

さらに、5Gを利用するスマートフォンについて、ミリ波に対応するスマートフォンの表示、また機種拡大のために必要な対応の検討をお願いいたします。

続きまして、公益事業特権について、認定電気通信事業者ではないインフラシェアリング事業者が電気通信事業法上の公益事業特権を行使できるように検討をお願いいたします。また、本日の質疑の中で出てきました国有林の関係につきましては、林野庁に御対応をお願いするため、事務局にて必要な対応をお願いいたします。

続いて、財務省におかれては、国の事務や事業の遂行のために5G基地局を庁内の屋内等に設置する場合において、法律構成を検討、整理するということもあるというふうに、本日、総務省自治行政局様も含めて伺っておりますが、こういった構成は整理しつつ、構成に応じて利用手続の簡素化・簡略化につながるような取組を進めていただくことをお願いしたいと思っております。

行政財産の使用許可の対象範囲外であることを示すことや、貸付け等の法律構成に基づいた場合にどのようなことができるかといった、幾つか考え方はあるかと思いますが、いずれにせよ、利用推進が進むための明確化のための関係機関への整理内容の通知とか公表文書の作成をお願いしたいと思います。

総務省におかれましても、地方公共団体の行政財産について、国の行政財産に関する当該方針に倣って、同様の措置を行っていただくようお願いいたします。

また、財務省、総務省においては、行政財産の使用許可手続がやむを得ず必要になる場合については、国・地方公共団体の申請様式の統一化、国・地方公共団体におけるウェブによる申請のオンライン化、これは各取組を行う自治体に対するガイダンスなどを発行することを含めてということだと思っておりますが、さらに使用許可期間を15年程度に延長することも本日御要望がありましたので、それぞれ御要望があった点について検討をお願いしたいと思います。

最後に、経済産業省におかれては、インフラシェアリング事業者が事業を行う際に電力引込線をどのように設計できるようにするのかということについて、現状の課題を事業者のヒアリング等も踏まえて整理をしていただいた上で、必要な範囲でルールの見直し、または明確化を行っていただき、必要な場合にはその内容を公表等をしていただくことをお願いしたいと思います。

これらの検討に当たりまして、特に行政財産に関する部分について、電気通信事業部長様に要望内容の取りまとめへの協力をお願いしておりましたが、そのほかの点についても可能な範囲で事業者のサポートを電気通信事業部の方にはお願いできればと思っております。

なお、今、総務省、財務省、経済産業省、各省に御依頼した検討事項については、可能な限り今年度末までに結論を得るよう、スピード感を持って検討をお願いいたします。やむを得ず今年度末以降も検討する必要がある事項についても、結論を出す時期を具体的に明示した上で、できる限り早急に検討を終了させてください。

本日は、株式会社JTOWER、総務省、財務省、経済産業省の皆様には御対応いただき、ありがとうございました。

株式会社JTOWER、総務省、財務省、経済産業省の皆様はこれにて御退出をいただいて結構です。委員、専門委員はこのままお待ちください。

次に、議題2「規制改革ホットライン処理方針」について議論したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは説明いたします。

今回、規制改革ホットラインに提出された提案のうち、令和5年2月17日から5月17日までに各府省から回答が得られたスタートアップ・投資ワーキング・グループに関する提案につきまして、資料4のとおり処理方針案を作成しております。こちらの方針案につきましては、本ワーキング・グループにおいて御決定いただきたいと思います。

なお、本処理方針案につきましては、各委員、専門委員において議決等に参加されないと事務局に御連絡をいただいたものについては、それを前提に決議を行うこととなります。

今回処理方針を決定していただく事項は、この資料の6件です。

以上です。

○落合座長 ありがとうございました。

ただいまの事務局説明及び資料4「規制改革ホットライン処理方針」について、皆さん、何かございますでしょうか。

特にございませんようですので、それでは「規制改革ホットライン処理方針」につきましては、資料4のとおり決定をしたいと思います。

以上で議事は全て終了しましたので、本日のワーキング・グループを終わります。

次回の日程等につきましては、事務局から追って御連絡をいたします。

速記、YouTubeはここで止めてください。

どうもありがとうございました。

以上